令和４年度の高齢者虐待の状況について（補足資料）

１　高齢者虐待防止法の概要

(1) 高齢者虐待の定義

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 18 年４月１日施行。いわゆる「高齢者虐待防止法」。以下「法」という。）は、養介護施設従事者等（※１）又は家庭における養護者（※２）による次のような行為を、高齢者虐待としている。

ア　身体的虐待（たたく・つねるなどの暴力行為、緊急やむを得ない場合以外の身体拘束等）
イ　介護・世話の放棄・放任（薬や食事を与えない、長時間放置する等）
ウ　心理的虐待（著しい暴言、著しく拒絶的な対応等）
エ　性的虐待（わいせつな行為を行う、又はさせる等）
オ　経済的虐待（財産を不当に処分するなど、不当に財産上の利益を得る）

※１　「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者。
※２　「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外の者で、高齢者の世話をしている家族や親族、同居人等が該当する。

(2) 通報の義務（高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合）

○　養介護施設従事者等による高齢者虐待について（法第 21 条第１項及び第２項）
　ア　養介護施設従事者等の市町村に対する通報義務
　イ　県民の市町村に対する通報義務（当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合）
○　養護者による高齢者虐待について（法第７条第１項）
　ア　県民の市町村に対する通報義務（当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合）

(3) 県の役割

○　養介護施設従事者等による高齢者虐待について（法第 24 条、第 25 条）
　ア　高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に基づく権限の適切な行使
　イ　養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、虐待があった場合にとった措置等の公表
○　養護者による高齢者虐待について（法第 19 条）
　ア　市町村が行う措置の実施に関し、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助
　イ　必要があると認められるとき、市町村に対して必要な助言

(4) 市町村の役割

○　養介護施設従事者等による高齢者虐待について（法第21条第５項、第22条、第24条）

ア　対応窓口の周知

イ　通報を受けた場合の事実確認等

ウ　養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項の都道府県への報告

エ　高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に基く権限の適切な行使

○　養護者による高齢者虐待について（法第６条、第９条第１項及び第２項、第10～16条、第18条）

ア　高齢者及び養護者に対する相談、指導及び助言

イ　通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者との対応協議

ウ　老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求

エ　立入調査の実施

オ　立入調査の際の警察署長に対する援助要請

カ　老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限

キ　養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置

ク　専門的に従事する職員の確保

ケ　関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備

コ　対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知

(5) 養介護施設・事業者の役割（法第20条）

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等に対する研修の実施、利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備、その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる。

(6) 県民の役割（法第４条）

高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は県が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努める。

２　養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

(1) 相談・通報対応件数

相談・通報対応件数	事実確認を行った件数	虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
81件	73件	27件	31件	15件

(2) 虐待と判断した事案の概要

項目＼事案	1	2	3	4	5
施設・事業所のサービス種別	有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム	特別養護老人ホーム
被虐待者の状況	女性 60代 要介護１	女性 90代 要介護３ 女性 90代 要介護２	女性 80代 要介護３ 自立度Ⅱ 寝たきり度B	女性 80代 要介護３	女性 90代 要介護３ 自立度Ⅲ 寝たきり度B
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	看護職員	特定困難	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出
虐待の内容	利用者の頭を叩いた。	転倒リスクを回避するため、車椅子のグリップを壁の手すりに固定したり、車椅子や椅子の前に机を置いて利用者の動作を制限した。	・利用者の頭を叩いた。 ・利用者に対し、日常的に大きい声や強い口調で接した。	利用者の体や顔を強い力で押さえつけた。	・利用者に暴言を吐いた。 ・利用者が立たないよう、椅子を壁につけ、前にテーブルを置いた。

項目＼事案	6	7	8	9	１０
施設・事業所のサービス種別	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
被虐待者の状況	女性 80代 要介護４	女性 90代 要介護５ 自立度Ⅲ 寝たきり度C	女性 90代 要介護４ 自立度Ⅲ 寝たきり度B	男性 80代 要介護４	女性 80代 要介護３ 自立度Ⅲ 寝たきり度A
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待 性的虐待	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	介護職員	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出
虐待の内容	利用者の顔を叩いた。	利用者の義歯を装着する際、手を払いのけ、強引に装着した。	・利用者の頬を叩いた。 ・利用者に背後から抱きつき、利用者の頬や頭部、口にキスや頬ずりをした。	利用者が立たないよう、利用者の右腕を車椅子のグリップにかけた。	プラスチックのコップで利用者の頭を叩いた。

※ 「自立度」とは「認知症高齢者の日常生活自立度」のことをいい、「寝たきり度」とは「障がい高齢者の日常生活自立度」のことをいう

項目＼事案	１１	１２	１３	１４	１５
施設・事業所のサービス種別	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
被虐待者の状況	女性 70代 要介護３ 自立度Ⅲ 寝たきり度Ａ 女性 80代 要介護４ 自立度Ⅲ 寝たきり度Ａ	女性 90代 要介護３ 自立度Ⅲ 寝たきり度Ｂ	女性 80代 要介護４ 自立度Ⅳ 寝たきり度Ｂ	女性 90代 要介護５ 自立度Ⅲ 寝たきり度Ｂ	女性 90代 要介護４ 自立度Ⅲ 寝たきり度Ｂ 男性 90代 要介護４ 自立度Ⅳ 寝たきり度Ｂ 女性 90代 要介護５ 自立度Ⅳ 寝たきり度Ｂ 女性 100歳以上 要介護４ 自立度Ⅱ 寝たきり度Ｂ 女性 80代 要介護３ 自立度Ⅱ 寝たきり度Ｂ 男性 70代 要介護４ 自立度Ⅱ 寝たきり度Ｂ 男性 70代 要介護３ 自立度Ｍ 寝たきり度Ａ
虐待の種別	介護等放棄	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	介護職員	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出、虐待を行った要介護施設従事者への注意・指導
虐待の内容	ナースコールを利用者が押せない位置に移動させた。	利用者の頭を叩いた。	利用者の左手をベッド柵に括り付け、その光景を他職員に見せた。	利用者の頬を２回叩いた。	・他の利用者の無断入室を防ぐため、本人や家族からの同意を得ず、外から施錠を行った。 ・他の部屋への入室を行わないよう、外から扉と廊下の手すりをエプロンで縛る行為を複数回行った。 ・ナースコールを無視した。 ・強引な介助で移動させ、ソファに突き倒した。 ・過去の問題行動等について、繰り返し叱責した。

※　「自立度」とは「認知症高齢者の日常生活自立度」のことをいい、「寝たきり度」とは「障がい高齢者の日常生活自立度」のことをいう

項目＼事案	１６	１７	１８	１９	２０
施設・事業所のサービス種別	特別養護老人ホーム	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護
被虐待者の状況	女性 80代 要介護４ 自立度Ⅳ 寝たきり度Ｃ	女性 80代 要介護３ 女性 80代 要介護２	女性 70代 要介護２ 自立度Ⅱ 寝たきり度Ｂ	女性 90代 要介護５ 自立度Ⅲ 寝たきり度Ａ	女性 90代 要介護１ 自立度Ⅲ 寝たきり度Ｂ
虐待の種別	身体的虐待 心理的虐待	心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待 性的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員 特定困難	介護職員	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出
虐待の内容	・ベッド柵を蹴った。 ・オムツ交換の際、必要以上の力で転がすように乱暴に動かした。 ・利用者の額を弾いた。 ・椅子からベッドに移動させる際、落とすようにベッドに寝かせた。 ・利用者に暴言を吐いた。 ・必要な手続きを行わず、ミトンを着用させた。	・利用者に暴言を吐いた。 ・利用者の便失禁を大声で他の職員に知らせた。	利用者の背後から脇を抱え、施設内のリビングから居室まで引きずりながら移動させた。	他の利用者に処方されていた抗精神病薬を服用させた。	・利用者の足の上に自分の足を乗せたり、利用者の横に座って、利用者が立ち上がることを制限した。 ・歩行中の利用者の腕を引っ張り、無理やり座らせた。 ・利用者の肩や腕を叩いた。 ・利用者の太ももを定規で叩いた。 ・額を指でつついた。 ・利用者が立ち上がる際に、ズボンを引っ張り、お尻が見える状態となったにもかかわらず、放置した。 ・上着をめくった。

※　「自立度」とは「認知症高齢者の日常生活自立度」のことをいい、「寝たきり度」とは「障がい高齢者の日常生活自立度」のことをいう

項目＼事案	２１	２２	２３	２４	２５
施設・事業所のサービス種別	認知症対応型共同生活介護	介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護老人保健施設	養護老人ホーム
被虐待者の状況	女性 90代 要介護５ 自立度Ⅱ 寝たきり度Ｂ	女性 90代 要介護３ 自立度Ⅲ 寝たきり度Ａ	不特定	男性 90代 要介護１	女性 90代 要介護２ 男性 70代 要介護認定なし
虐待の種別	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	介護職員	特定困難	介護職員	支援員
市町村が行った措置	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出
虐待の内容	利用者の頬を叩き、つねった。	利用者を倉庫内に２時間程度放置した。	利用者に暴言を吐いた。	利用者の顔を叩いた。	・利用者の衣類の目立つ位置に何度も名前を記載した。 ・利用者に日常的に暴言を吐いた。

項目＼事案	２６	２７
施設・事業所のサービス種別	短期入所生活介護	通所介護 （お泊まりデイ）
被虐待者の状況	女性 90代 要支援２	男性 80代 要介護４ 自立度Ⅲ 寝たきり度Ａ
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	管理者
市町村が行った措置	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出
虐待の内容	利用者の頬を叩いた。	必要な手続きを行わず、つなぎ服を着用させた。

※　「自立度」とは「認知症高齢者の日常生活自立度」のことをいい、「寝たきり度」とは「障がい高齢者の日常生活自立度」のことをいう

⑶ 重篤な案件、警察で犯罪として認められたケースについて

令和４年度はなし。

３　養護者による高齢者虐待の状況

(1) 相談・通報対応件数

県内全市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、1,211 件であった。

(2) 相談・通報者

「介護支援専門員（ケアマネジャー）」が 34.2%と最も多く、次いで「警察」が 17.0%であった。

○相談・通報者（複数回答）

区　　分	人数	割合(%)
介護支援専門員（ケアマネジャー）	440	34.2
介護保険事業所職員	68	5.3
医療機関従事者	86	6.7
近隣住民・知人	37	2.9
民生委員	38	3.0
被虐待者本人	74	5.7
家族・親族	118	9.2
虐待者自身	27	2.1
当該市町村行政職員	73	5.7
警察	219	17.0
その他	104	8.1
不明（匿名を含む）	4	0.3
合計	1,288	100.0

（注）相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報件数 1,211 件と一致しない。

(3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」が 94.0%、「事実確認調査を行っていない事例」が 6.0%であった。

「事実確認調査を行った事例」のうち、法第 11 条に基づく「立入調査により事実確認調査を行った事例」は 0.1%であり、「訪問調査を行った事例」が 71.0%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 22.9%であった。

「事実確認調査を行っていない事例」の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 4.7%、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が 1.2%である。

○事実確認の状況

区　　分	件　数	割合(%)
事実確認調査を行った事例	1,169	94.0
立入調査以外の方法により調査を行った事例	1,168	94.0
訪問調査を行った事例	883	71.0
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	285	22.9
立入調査により調査を行った事例	1	0.1
警察が同行した事例	0	0.0
援助要請をしなかった事例	1	0.1
事実確認調査を行っていない事例	74	6.0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	59	4.7
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	15	1.2
合　　計	1,243	100.0

（注）事実確認の状況には、令和3年度以前に通報があったもののうち、令和4年度にかけて事実確認調査を行った32件を含むため、合計件数は令和4年度の相談・通報件数1,211件と一致しない。

(4) 事実確認調査の結果

事実確認調査の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」という。）の件数は、506件であった。

○事実確認調査の結果

区　　分	件　数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	506	43.3
虐待ではないと判断した事例	313	26.8
虐待の判断に至らなかった事例	350	29.9
合　　計	1,169	100.0

(5) 虐待の種別

「身体的虐待」が65.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が37.0%、「介護等放棄」が20.4%、「経済的虐待」が18.1%、「性的虐待」が0.4%であった。

○虐待の種別（複数回答）

区　分	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件　数	342	106	192	2	94
割合(%)	65.9	20.4	37.0	0.4	18.1

（注1）虐待の種別には重複があるため、合計は虐待判断事例の件数506件と一致しない。

（注2）虐待の種別ごとの割合は、被虐待者の実人数519人に対する割合である。

福岡県内の虐待件数等の推移

１．養介護施設従事者等による虐待

※養介護施設従事者等：老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

年度	相談・通報対応件数（注 1）				
		事実確認を行った件数（注 2）	虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
令和 4	**81 件**	**73 件**	**27 件**	**31 件**	**15 件**
令和 3	77 件	79 件	27 件	32 件	20 件
令和 2	75 件	67 件	20 件	36 件	11 件

注１：当該年度中に相談・通報を受理したもの

注２：当該年度中に相談・通報を受理し、事実確認を行ったもの及び前年度以前に相談・通報を受理し、事実確認が当該年度となったもの

●虐待と判断した 27 件の施設の種別は、特別養護老人ホーム 12 件、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）5 件、有料老人ホーム 4 件、介護老人保健施設 3 件、短期入所施設 1 件、養護老人ホーム 1 件、通所介護 1 件である。

●虐待の種別は、身体的虐待 22 件、心理的虐待 8 件、介護・世話の放棄・放任 2 件、性的虐待 2 件（重複あり）である。

２．養護者による虐待

※養護者：高齢者を現に養護している者であって、養介護施設従事者等以外の者

年度	相談・通報対応件数（注 1）				
		事実確認を行った件数（注 2）	虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
令和 4	**1,211 件**	**1,169 件**	**506 件**	**313 件**	**350 件**
令和 3	1,017 件	994 件	445 件	282 件	267 件
令和 2	958 件	969 件	482 件	283 件	204 件

注１：当該年度中に相談・通報を受理したもの

注２：当該年度中に相談・通報を受理し、事実確認を行ったもの及び前年度以前に相談・通報を受理し、事実確認が当該年度となったもの

● 虐待と判断した 506 件の虐待の種別は、身体的虐待 342 件、心理的虐待 192 件、介護・世話の放棄・放任 106 件、経済的虐待 94 件、性的虐待 2 件（重複あり）である。

福岡県ホームページ「令和 4 年度の高齢者虐待の状況について」より抜粋